

## 告示

### 埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開条例施行規程（平成十一年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第十条第四項」を「第九条第四項」に改める。

第三条中「第十条第五項」を「第九条第五項」に改める。

第四条中「第十条第六項」を「第九条第六項」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（第三者意見照会書等）

第五条 条例第十一条第一項に規定する通知は、様式第六号の二により行うものとする。

2 条例第十一条第二項に規定する書面は、様式第六号の三とする。

3 条例第十一条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者が提出する意見書の様式は、様式第六号の四とする。

4 議長は、条例第十一条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、公開請求に係る請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第十一条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公開請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第十一条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第十一条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第十一条第三項に規定する書面は、様式第六号の五とする。

様式第二号中「~~第10条第3項~~」を「~~第9条第3項~~」に改める。

様式第三号中「~~第10条第4項~~」を「~~第9条第4項~~」に改める。

様式第六号の次に次の四様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

第 三 者 意 見 照 会 書

埼 議 第 号  
年 月 日

様

埼 玉 県 議 会 議 長



に関する情報が含まれている公文書について、埼玉県議会情報公開条例第 9 条第 1 項の規定による公開請求があり、当該公文書について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第 11 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を公開することにつき御意見があるときは、同封した「第三者公開決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公開請求に係る 公文書の名称等	
公開請求の年月日	年 月 日
公開請求に係る 公文書に含まれてい る に関する 情報 の 内 容	
意見書の提出先	埼玉県議会事務局 〒 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 6 号の 3 (第 5 条第 2 項関係)

第 三 者 意 見 照 会 書

埼 議 第 号  
年 月 日

様

埼 玉 県 議 会 議 長



に関する情報が含まれている公文書について、埼玉県議会情報公開条例第 9 条第 1 項の規定による公開請求があり、当該公文書について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第 11 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととなっております。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を公開することにつき御意見があるときは、同封した「第三者公開決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公開請求に係る 公文書の名称等	
公開請求の年月日	年 月 日
条例第 11 条第 2 項 第 1 号又は第 2 号の 規定の適用区分 及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号、 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
意見書の提出先	埼玉県議会事務局 〒 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第6号の4（第5条第3項関係）

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

第三者公開決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった公文書の公開について、次のとおり意見を提出します。

公開請求に係る 公文書の名称等		
公開請求の年月日	年	月 日
公開決定に対する 反対の意思の有無	有	無
公開に関しての 御 意 見 〔公開決定に反対〕 す る 理 由		
連 絡 先		

様式第6号の5（第5条第7項関係）

公開決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

埼玉議 第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



から 年 月 日付けで「第三者公開決定等意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり公開決定しましたので、埼玉県議会情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る 公文書の名称等	
公開すること とした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県

議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。